**N4G 参加原則**

**はじめに**

2021年後半に東京で開催される栄養サミットは、2013年に開催された最初の栄養サミットでのコミットメントが終了し、2030年のSDGs目標達成期限まで9年となる年に開催され、新たなスタートの機会です。そのため、同サミットでは、実質的な栄養改善を実現できるよう、食と保健システムを変革するために、他分野の関係者によるより意欲的で幅広いコミットメントを動員することを意図しています。あらゆる形態の栄養不良を終わらせるという複雑な課題に取り組むためには、政策立案者や市民社会、企業の協調的な行動が必要となります。

あらゆる形態の栄養不良は、世界の3人に1人以上が影響を及ぼす世界的な緊急事態です。この参加原則は、関係者間における対話の場を開き、大胆で新しく、独創的なコミットメントが作成されるよう促進するために、目標及びSMARTな測定を伴う実施計画を踏まえて作成されたものです。

これらの参加原則は、政府や国際機関、市民社会、企業からの意見を参考に、数ヶ月に及ぶ協議を経て策定されました。東京栄養サミットの成功するかどうかは、食料システムを形成するすべての関係者の強い意志に基づく参加にかかっています。また、同原則は、これらすべての関係者を動員し、サミットの目標を達成するための解決策及びコミットメントを明確にするため、共有された展望と意欲、そして共通認識に基づいて設計されています。

参加原則の中には、その性質上、関係者によって異なる特有の提言もありますが、基礎となる価値観と中核的な原則は、すべての関係者に等しく適用されます。したがって、同サミットが、公的及び民間セクターによる行動を通じて、信頼でき、持続可能で、十分に支持された成果を出せるよう確保するために、関係者との協議及びサミットへの参加は、一連の合意された参加原則に基づくものとなっています。本ガイドの説明責任のセクションでは、サミットのモニタリングと説明責任のプロセスについて説明しています。

**前文**

これらの原則は「SUNの参加原則」を反映して設計されており、サミットにおける具体的な適用方法について詳細を述べたものになっています。

1. 意図と影響に透明性がある
2. 包括的であること
3. 権利に基づく
4. 交渉の意思がある
5. 予測可能で、相互に説明責任を果 たすことができる
6. 費用対効果が高い
7. 継続的にコミュニケーションを行う
8. 誠実かつ倫理的に行動する
9. 互いを尊重し合う
10. 負の影響をもたらさない
11. **コミットメントの作成過程において、透明性のある開かれた協議に幅広い関係者が参画しなければ なりません**

・ コ ミ ッ ト メ ン ト は 、民 間 セ ク タ ー や 政 府 、多 国 間 機 関 、市 民 社 会 を 含 む 、す べ て の 関 係 者 と の 開 か れ た 対 話 と 協 調 の 精 神に基づく協議過程を通して作成される必要があります。これは、行動規範の再設定と規模拡大を達成するための 手 段 と し て 、企 業 会 員 組 織( 例 : 企 業 団 体 )か ら の コ ミ ッ ト メ ン ト も 含 ま れ ま す 。

・協議過程では、関係者が公共政策の提案や企業による貢献について懸念を表明することができ、公共政策や企業の 貢献が公衆衛生の目的を損なうのではなく、いかにして促進するかを議論できるようにする必要があります。

・協議過程は、異なる立場の違いが尊重される安全な場として機能し、関係者が行動を起こすよう促進することを意図しています。

・協議過程では、一連の強固な提言を策定する最善の機会を創出するため、過程全体に渡り多様な関係者の参画を優先します。これには 、性 自 認 、人 種 、階 級 等 、異 なる 経 験 を 持 つ 人々 の 視 点 を 優先するよう試 みることが含まれます。

・ 協 議 の 結 果 は 、サ ミ ッ ト に 関 わ る 他 の 関 係 者 と 共 有 さ れ る べ き で す 。

1. すべての関係者のコミットメントは、SMARTで意義のあるものでなくてはなりません

・ 関 係 者 に よ る コ ミ ッ ト メ ン ト は 、栄 養 に 関 す る 国 際 的 に 合 意 さ れ た 目 標 、タ ー ゲ ッ ト 、戦 略 、基 準 の 達 成 に お け る意義のある貢献となるように設計されたSMARTなコミットメントのみが受け入れられるべきです。

・企業や企業団体によるコミットメントとしては、他の関係者と同様、その規模や団体員に応じたものであり、企業の社会 的責任に関する事業だけでなく本業における優れた実践の主流化を目指すものでなければなりません。さらにすべて のコミットメントは「従来どおりの取り組み」よりも明確に意欲的であり、かつ、どのように意欲的であるのか示される べきです。

・すべての関係者は、可能な限り既存のメカニズムを通じて、あるいは既存の説明責任メカニズムに積極的に参加するこ とで、SMARTなコミットメントの進捗状況を年次ベースで、完全かつ公に報告しなくてはなりません。 そのようなメカニズムが存在しない場合は、コミットメントの一環としてメカニズムを構築するべきです。

・ 参加原則に記載されている基準は、このガイドに概説されていま す 。

1. 公共政策は、エビデンスに基づき、包摂的な参加過程を通じて、政府によって策定されなくてはなり ません

・ 公 共 政 策 に 関 す る 提 言 ・ コ ミ ッ ト メ ン ト に お け る 協 議 の 主 催 者 は 、政 策 の 選 択 肢 を 検 討 し 、懸 念 を 表 明 で き る 安 全 な 場を提供する必要があります。これらの協議は、財政的利益による過度な干渉から政策提言を保護する形で実施さ れ 、エ ビ デ ン ス に 基 づ く 手 法 に 焦 点 が 当 て ら れ な け れ ば な り ま せ ん 。

・公共政策に関するコミットメントにおける協議に参加するすべての関係者は、自らの利益と立場について透明性を 持つべきです。また、各組織のウェブサイトやその他の透明性の高いメカニズムを通じて、貢献の内容を公に共有す る準備ができている場合に限り、政府によって協議に招待されるべきです。

・公共政策に関する提言における協議の結果は、協議の主催者によってその他のサミット関係者に共有される必要があります。また 、公 共 政 策 に 関 するコミットメントの 最 終 化 は 政 府 の 責 任となります。

1. 母乳代替品(BMS)の製造業者は、2030年までに「母乳代替品のマーケティングに関する国際規準」(WHOコード)の完全な遵守を達成するための行動計画に、政策と実施の両面でコミットする必要があります

以下のような場合、サミットへのBMS企業の招待が検討されます。
o サミット開始前に、企業の現在の政策的コミットメントと実践を超える最初の一歩を踏み出したことのエビデンスを示している。
o 2030年までに、WHOコード及びそれに続く関連する世界保健総会(WHA)決議の完全な遵守に向けて、政策と実施の両面から取り組むコミットメントを公に表明している 。
o マイルストーンを伴う明確な行動計画を公に発表し、その進捗状況が独立してモニタリングされ、結果が公表されることに同意している。

・メリディアン・ワーキング・グループ(Meridian Working Group)は、行動計画について市民社会、BMS企業、 国連機関の間で議論するためのプラットフォームです。BMS企業により提案された行動が有意義な前進であるかの評価は、「栄養へのアクセス財団」(Access to Nutrition Foundation) からの助言を受けながら日本政府によって実施されます。

5．除外された企業・業界は 、所属する企業団体の代表としてサミットに参加することはできません

・除外された業界や企業のメンバー(武器やたばこ等ユニセフ基準に基づくもの‐付記参照)を有する企業団体は、SMARTの基準を満たすコミットメントを表明するためにサミットに参加することはできますが、これらの除外されたメンバーや上記の原則4の基準を満たさない企業は、その代表として参加することはできません。